

生物多様性国家戦略小委員会の設置について（案）

令和 3 年 月 日

自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（令和 3 年 2 月 12 日改正。以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 自然環境部会に、議事運営規則第 8 条に基づく小委員会として、生物多様性国家戦略小委員会を置く。
- 2 生物多様性国家戦略小委員会は、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 11 条に規定する生物多様性国家戦略の案の検討を行う。
- 3 生物多様性国家戦略小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。